

暫定ケアプランの取扱いに関するQ & A

Q1：居宅介護支援事業所が地域包括支援センターと連携を図らずに、要介護認定を想定した暫定ケアプランを実行し、サービスの利用後に要介護認定の結果が「要支援」となった場合は、日付を遡り、介護予防ケアマネジメント費又は介護予防支援費の請求は行えますか。

A1：介護予防ケアマネジメント及び介護予防支援は、地域包括支援センターが実施者であり、委託により居宅介護支援事業所が当該業務を実施する場合においても、地域包括支援センターの確認を受けた上で実行するものであることから、事前に地域包括支援センターと連携を図っていないものについては、ケアマネジメント費の請求の対象となりません。

Q2：Q1の場合に、暫定ケアプランに基づき利用した提供サービスに係る費用は、自己作成扱いとして請求できますか。

A2：A1のとおり、総合事業及び予防給付については、地域包括支援センターが行うこととされていますが、介護保険法の利用者本位の考え方に基づき、あらかじめ市町村又は地域包括支援センターが確認を行ったものであれば、介護予防サービスのみの利用である場合に限り、自己作成による利用が認められています。

ただし、総合事業については、自己作成による提供は行えませんので、利用の内容に第1号訪問事業又は第1号通所事業を含む場合は、介護予防サービスとの併用であっても、自己作成の取扱いは行えません。

本来、自己作成ではない支援計画を、居宅介護支援事業所が利用者に提供し、自己作成として取り扱うことについては、暫定ケアプランで想定していた要介護認定と実際の認定結果が異なった場合に、利用者に自己負担を生じさせないための特例的な取扱いです。

こうしたことから、地域包括支援センターとの連携を省略することや、はじめから自己作成扱いを視野に入れて暫定ケアプランの立案を行うことを認めるものではありません。

以上のことを踏まえた上でも、災害や虐待等のやむを得ない事情により自己作成扱いとして請求を行おうとする場合には、暫定ケアプランに関する書類一式を旭川市に提出いただき、担当の介護支援専門員が適切に一連の業務を行った上での結果なのかを確認し、自己作成扱いとすることの可否を判断します。

Q3：Q2のような場合で、自己作成扱いによる請求が行えなかった場合は、提供サービス費は誰が負担するのですか。

A3：居宅介護支援事業所とサービス提供事業所が協議し、検討してください。
なお、居宅介護支援事業所が地域包括支援センターとの連携を行わずに生じたことであることに鑑み、利用者に自己負担を生じさせることは決してないようにしてください。